

「岡山市協働のまちづくり条例」改正にむけた市の基本的な考え方について

岡山市市民協働局市民協働企画総務課

「岡山市協働のまちづくり条例」(平成13年施行)を、多様な主体が協働し、岡山市の社会課題を解決することを促進し、持続可能で活力ある岡山市を築くために、改正することといたしました。本条例の見直しについては、市民の皆様と協働で検討してまいりました。このたび、検討の結果を「岡山市・NPO協働推進協議会」がまとめ、「見直し市民案」を市長に提出されました。この市民案を受けて、条例改正についての岡山市の基本的な考え方をまとめました。

1. 現行条例に基づく施策の現状

現行条例は、市、市民、非営利公益活動団体が協働してまちづくりを進めることを基本理念とし、そのための市の施策として、特定非営利公益事業指定制度について規定しているものです。当制度は、非営利公益活動団体が行う非営利公益活動のうち、本市のまちづくりの基本目標の実現に寄与すると認められるものを、審査機関の議を経て、特定非営利公益事業として指定し、支援措置として、事業に必要な市有施設等は無償で貸与、または使用料を減免することができますとしています。条例施行から現在まで、本条例に基づき22の特定非営利公益事業の指定を行い、市有施設等の無償貸与による支援を実施しており、現在15事業が継続していますが、平成18年2月指定以後、新たな指定はありません。

2. 条例改正の背景と意義

岡山市では現在、安全・安心ネットワークが全学区・地域に組織され、岡山市所轄のNPO法人は300を超え、企業・事業者による社会貢献の取り組みがニュースに取り上げられる機会も増えるなど、現行条例制定時に比べると、市民活動が飛躍的に広がっています。一方、地域の社会課題が多様化し、全国的にもNPO等が新しい公共の担い手として期待されています。また、岡山市においては、昨年ESD世界会議を開催し、持続可能な社会づくりとそれを担う人づくりを広げていく機運が高まっています。平成24年以後、市でも協働推進施策が動き始め、NPOと市職員の理解も深まりはじめています。

こうした状況を踏まえ、多様な主体による課題解決を図り、協働によるまちづくりを一層進めるために、現行の「岡山市協働のまちづくり条例」を見直し、協働という手法の理念や、協働のルール、推進施策・推進体制などを盛り込んだ条例に全面改正することといたしました。

3. 条例改正及び市の協働推進施策の経過

○平成24年度 協働推進施策を検討する機関を設置し、NPOと市職員の合同研修等が始まる。

4月 特定非営利活動促進法改正により、岡山市がNPO法人認証・認定の所轄庁となる。

7月 庁内の協働関係課で構成する「岡山市市民協働推進会議」並びに同会議ワーキングチームを設置。

8月 NPO法人役員等で構成する「岡山市・NPO協働推進協議会」（以下「協議会」）発足。

8月・2月 NPOと市職員対象の合同研修会を協議会と協働で開催。

※以下、フォーラム等基本的な動きは市と協議会の協働で実施

11月 NPO法人向け研修会を開催し、NPO法人による「協働でこんなことができますリスト」を作成。

○平成25年度 市民協働推進モデル事業のパイロット実施、「協働Q&A」の作成など、協働推進施策の検討が進む。

11月～2月 NPOと市職員との協働で「協働Q&A」を発行。

11月～3月 市民協働推進モデル事業のパイロットとして協働による調査事業を実施。

○平成26年度 市民協働での条例見直しが始まる。

4月 「岡山市の協働推進に関する提案書」を協議会が市長に提出。

6月 「市民協働推進モデル事業」提案制度開始。

6月 「ESD市民活動推進センター」（現ESD・市民協働推進センター）を開設。

8月 市民協働フォーラム「岡山市の協働条例を考える」を開催。

行政とNPOの協働の課題を洗い出すワークショップを実施。

11月 市民協働フォーラム「岡山市の協働条例を考える」を開催。

各地域単位での協働の課題を洗い出すワークショップを実施。

3月 地縁組織、大学、事業者、NPOへの「協働の課題に関するアンケート」を実施。

○平成27年度 市民案から条例改正へ。

4月 市民協働フォーラム「岡山市の協働条例を考える」を開催。

これまでのワークショップとアンケートの結果を踏まえて「施策～計画～条例文案」を考えるワークショップを実施。

6月 「岡山市協働のまちづくり条例」見直し市民案（以下「市民案」）を協議会が市長に提出。

4. 「岡山市協働のまちづくり条例」改正案の策定方法と策定にむけた基本的な考え方

協働を推進するためには、幅広く市民の声を聞き、検討作業自体も市民との協働で実施することが有効であると考え、現行条例の改正にあたっては、協議会とともに、多くの市民、職員も参加したワークショップにより市民案が作成されました。市民案を尊重し、次の項目を踏まえて、条例改正にむけた市の基本的な考え方といたします。

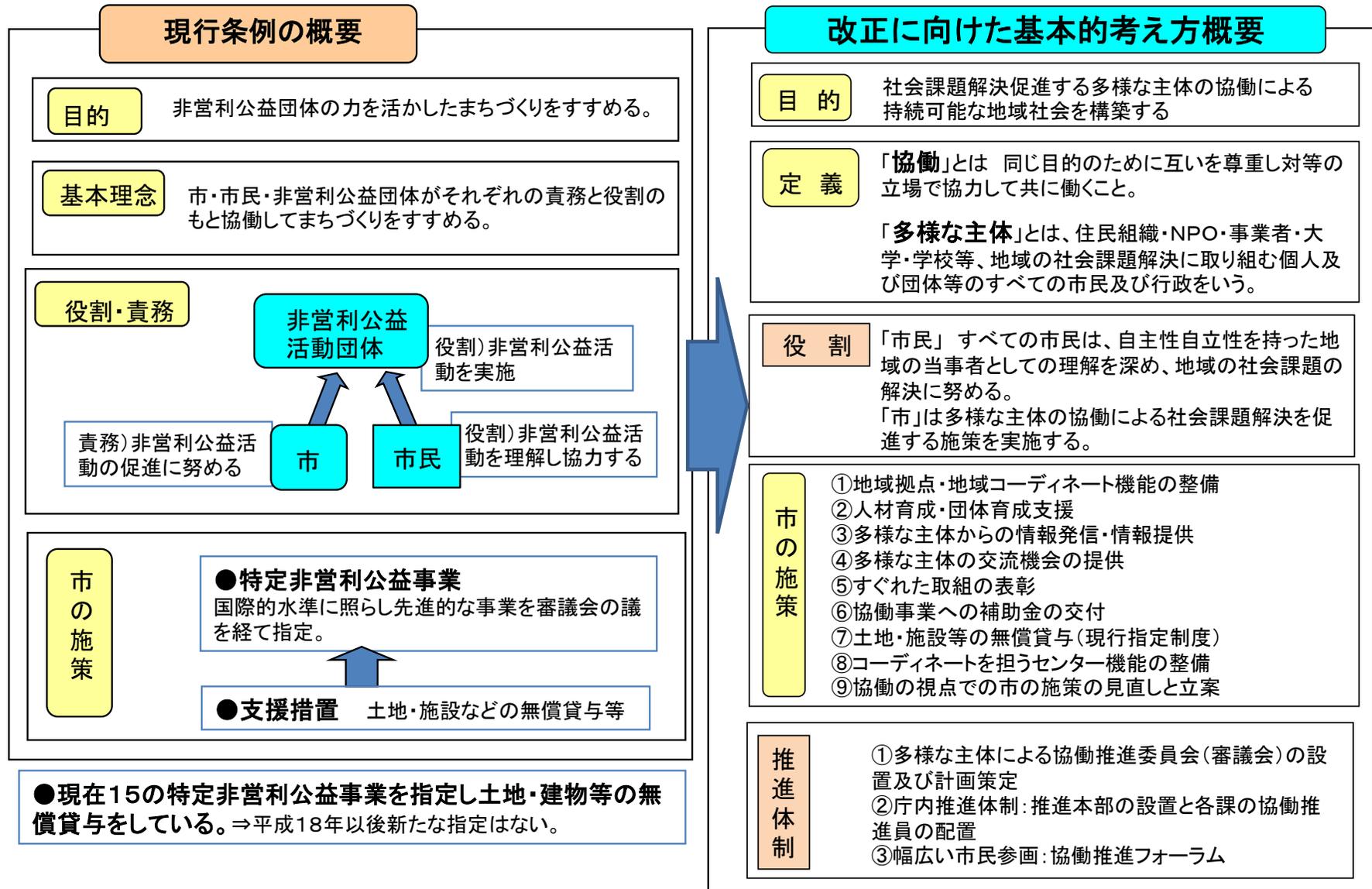
○条例において、岡山市としての「協働」の理念と姿勢を示すとともに、協働という手法がさらに定着し、発展するためのルールと仕組みについて規定します。

○E S D推進の方向性を踏まえ、持続可能な社会づくりについても重要な視点として目的等に盛り込みます。

○市において現在既に取り組んでいる協働推進事業や協働推進のための仕組み、また現行条例のもと実施している施策についても改正案の中に規定します。

○条例制定後の具体的な協働の推進をはかるために、庁内に推進本部を置くとともに、多様な主体で構成する推進委員会を設置することとし、計画の策定・検証を、同委員会で行うこととします。

「岡山市協働のまちづくり条例」改正にむけた基本的な考え方



5. 「現行条例」「見直し市民案」「条例改正にむけた市の基本的な考え方」対照表

現行	市民案	条例改正にむけた市の基本的な考え方
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、非営利公益活動団体の自主性及び自立性を尊重しながら、その知恵と力を最大限に生かしたまちづくりを進めるため、市、市民及び非営利公益活動団体の果たすべき責務、役割等を定めるとともに、非営利公益活動を支援するに当たっての原則、手続、講ずべき支援措置等を定めることにより、非営利公益活動を促進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、自発的かつ自立的に行う営利を目的としない公益活動をいう。</p> <p>2 この条例において「非営利公益活動団体」とは、非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの。</p> <p>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。</p> <p>特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、多様な主体が、それぞれの自主性及び自立性をもった地域の当事者としての取り組みを尊重しながら、知恵と力を最大限に生かし、協働で地域の社会課題解決に取り組むための原則等を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「協働」とは、同じ目的のために、お互いを尊重し、対等の立場で協力して共に働くことをいう。</p> <p>2 この条例において「多様な主体」とは、住民組織、NPO、事業者、学校等、地域の社会課題解決に取り組む個人及び団体等のすべての市民及び行政をいう。</p> <p>3 この条例において「地域の社会課題解決に関する取り組み」からは次に掲げるものを除く。</p> <p>宗教活動、政治活動、営利活動を主たる目的とする活動。</p> <p>暴力団またはその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある活動。</p>	<p>(1)</p> <p>現行条例が「非営利公益活動」への支援を主たる目的としているのに対し、市民案のように「多様な主体の協働」で課題解決を進めることとし、あわせてESD推進の方向性を踏まえ持続可能な地域社会の実現を目的とすることとします。</p> <p>(2)</p> <p>条例の趣旨、目的を理解するために必要な言葉の定義を行います。</p> <p>市民案のように、「協働」、「多様な主体」、「課題解決に関する取組」等の定義は必要であると考えます。その他、全条の内容を踏まえ、必要な言葉の定義をします。</p>

(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

(基本理念)

第3条 市、市民及び非営利公益活動団体は、非営利公益活動が豊かで活力ある地域社会の実現に寄与する役割を認識し、それぞれの責務と役割のもとに協働してまちづくりを進めるものとする。

2 市が非営利公益活動団体を支援するに当たっては、非営利公益活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続が公平かつ公正で透明性の高いものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本的な理念(以下「基本理念」という。)に基づき、非営利公益活動を促進する施策の実施に努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、非営利公益活動に関する理解を深め、その活動に協力するよう努めるものとする。

(非営利公益活動団体の役割)

第6条 非営利公益活動団体は、基本理念に基づき、非営利公益活動の実施に努めるとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(基本原則)

第3条 多様な主体は、以下の原則に則り、協働で地域の社会課題解決に取り組む。

- (1) 対等の原則
- (2) 自主性尊重の原則
- (3) 自立化の原則
- (4) 相互理解の原則
- (5) 目的共有の原則
- (6) 公開の原則

(市の役割)

第4条 市は、本条例の目的及び基本原則に基づき、多様な主体の協働による地域の社会課題解決を促進する施策を実施する。

(市民の役割)

第5条 すべての市民は、本条例の目的に基づき、それぞれの自主性及び自立性をもった地域の当事者としての理解を深め、地域の当事者としての行動に努めるものとする。

(3)

多様な主体が協働する場合の基本的な原則を規定します。

市民案のように、対等性、自主性、自立性、相互理解、目的共有、公開性などの原則が重要であると考えます。

(4)

多様な主体の協働による社会課題の解決のために市と市民(課題解決に取り組むすべての団体・個人)の役割を規定します。

市は協働の主体であるとともに、協働促進施策を実施する役割を有することを規定します。

市民は、地域の当事者としての理解を深め、行動する役割を担うことを規定します

なお、現行条例第6条の非営利公益活動団体は、市民に含まれるものとします。

<p>(市の施策)</p> <p>第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、この条例に定める支援措置を講ずるほか、非営利公益活動団体が市と協働してまちづくりを進めるための環境整備に資する支援の充実に努めるものとする。</p> <p>(特定公益事業の指定)</p> <p>第8条 市長は、非営利公益活動団体が行う非営利公益活動のうち、特に、国際的水準等に照らし先進的な事業で、本市のまちづくりの基本目標の実現に著しく寄与すると認められるものを特定非営利公益事業として指定することができる。</p> <p>2 前項の指定は、第10条に規定する岡山市特定非営利公益事業指定審議会の議を経て行うものとする。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第9条 前条第1項の指定を受けようとする非営利公益活動団体は、市長に申請をしなければならない。</p> <p>2 前項の申請をすることができる非営利公益活動団体は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 過去の実績等から能力及び信用があり、指定を受けようとする非営利公益活動を安定的に継続して行うことができると認められる団体であること。</p> <p>(2) 市のまちづくりの基本目標に賛同し、市と協働して公益に資する活動を行う団体であること。</p>	<p>(市の施策)</p> <p>第6条 市は、第4条に規定する役割を果たすため、次の促進施策を講ずるほか、多様な主体の協働による社会課題解決のための環境整備に資する施策の充実に努める。</p> <p>(1) 多様な主体の協働による社会課題解決のために、その取り組みの拠点及びコーディネートを行うための機能整備を進める。</p> <p>(2) 協働を理解し、推進するための啓発に努め、地域の教育機関や行政機関等と連携し、地域の社会課題解決を担う人材の育成に取り組む。</p> <p>(3) 協働による社会課題解決を推進する担い手となる団体（地域住民組織、NPO、大学、事業者等）の拡大に努め、その組織基盤強化を支援するため、他機関との交流、情報交換、研修機会の提供等に取り組む。</p> <p>(4) 多様な主体が地域の社会課題について、様々な方法により、情報発信及び共有する機会を提供する。</p> <p>(5) 多様な主体が取り組む地域の社会課題解決を支援する情報を提供する。</p> <p>(6) 多様な主体の交流の場をつくり、つながりと相互理解を深める機会の提供に努める。</p> <p>(7) 地域の資源を活かした取り組みを推進するため、活用可能な資源について、双方向の情報共有機会を提供する。</p> <p>(8) 多様な主体の協働による優れた地域の社会課題解決に関する取り組みを表彰することができる。</p>	<p>(5)</p> <p>前項の項目で謳う市の役割のうち、市が目的達成のために講じる協働促進施策について、市民案を踏まえ次の項目に整理して規定します。各施策の詳細は別途規則または要綱等に規定することとします。</p> <p>① 協働環境整備に関するもの</p> <p>ア 協働のための地域拠点とコーディネート機能の整備</p> <p>イ 協働推進のための啓発と人材育成</p> <p>ウ 協働の主体となる団体の育成</p> <p>エ 多様な主体からの情報発信と課題解決に役立つ情報提供</p> <p>オ 多様な主体の相互理解のための交流機会の提供</p> <p>② 協働事業の支援に関するもの</p> <p>ア 優れた取組の表彰</p> <p>イ 社会課題解決に資する官民協働事業への補助金の交付</p> <p>ウ 現行条例第8条の特定非営利公益事業指定について規定。</p>
--	---	--

<p>と。</p> <p>(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。), 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないことと認められること。</p>	<p>(9) 市と協働して社会課題解決を行う事業のモデルとなる事業を指定し、補助金を交付することができる。</p> <p>(10) 市と協働して社会課題解決の取組を行う団体に対して、事業実施のために、市が有する土地、施設等は無償で貸し付け、使用料を減額または免除するなどの支援措置を講じることができる。</p>	
	<p>(コーディネート機関)</p> <p>第7条 多様な主体が知恵と力を最大限に生かし、協働で地域の社会課題解決を促進するために、主体間をつなぎ協働を推進するための機関を設置し、前条の施策を実施する。</p>	<p>(6)</p> <p>多様な主体間をつなぎ、協働を推進するため、コーディネート機能が必要であると考えます。現行の「ESD・市民協働推進センター」が果たしている機能を想定しています。</p>
	<p>(協働による施策の見直し)</p> <p>第8条 市は、各施策立案の際には、多様な主体による協働の実行可能性について検討し、その効果検証に努める。</p>	<p>(7)</p> <p>市の施策については、協働の視点で見直し、立案するよう努めることを規定します。</p>
	<p>(市民による提案)</p> <p>第9条 市は、市民から出された、地域の社会課題解決に関する意見や提案を受け止め、コーディネート機関と連携しながら多様な主体による協働へとつなげることに努める。</p>	<p>(8)</p> <p>市民から市に、課題解決のための提案ができることとし、その提案について、市は真摯に受け止め、多様な主体での協働につなげていくよう努めることを規定します。</p>

	<p>(庁内の推進体制)</p> <p>第10条 市は、多様な主体による協働の取り組みを推進するために、庁内に推進本部を設置する。</p> <p>2 推進本部の決定に基づき、各課に協働推進員を配置し、広く多様な主体からの協働提案を受け止める体制を整備する。</p>	<p>(9)</p> <p>目的を達成するために、庁内の推進体制を整備することを規定します。市民案のように、推進力となる本部機能と、各課に協働推進担当を置くことが必要であると考えます。</p>
	<p>(議論・協議)</p> <p>第11条 地域の社会課題解決に取り組むために、社会課題に関する情報の共有や解決のための議論、施策の成果や今後の取り組みについての検討を行うため、多様な主体で報告・共有・議論する場を設ける。</p>	<p>(10)</p> <p>課題解決に取り組むために、多様な主体と一緒に議論し、報告しあい、共有しあえる場を継続的に設定することを規定します。</p> <p>現在開催している「課題解決ワークショップ」や、「市民協働フォーラム」などを想定しています。</p>
	<p>(啓発)</p> <p>第12条 本条例及びそれに伴う施策について、すべての市民の理解が促進するように努める。</p>	<p>(11)</p> <p>条例が広く周知され、協働が進むことが重要です。市は条例及び施策を市民へ周知するよう努めることを規定します。</p>

<p>(岡山市特定非営利公益事業指定審議会の設置)</p> <p>第10条 市長は、特定非営利公益事業の指定等について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市特定非営利公益事業指定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第11条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第12条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 市民</p> <p>(3) その他市長が適当と認める者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長等)</p> <p>第13条 審議会に、会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p>	<p>(岡山市協働推進委員会の設置)</p> <p>第12条 市長は、多様な主体が知恵と力を最大限に生かし、協働で地域の社会課題解決を促進するために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市協働推進委員会(以下「委員会」という。)を設置し、市長の委嘱により次の事項を審議する。</p> <p>(1) 岡山市における協働推進に関する計画並びに実施状況</p> <p>(2) 協働推進事業等の指定並びに支援措置</p> <p>(3) その他市長が委嘱した事項</p> <p>2 委員会は、20人以内の多様な主体によって構成することとする。</p> <p>3 委員会に関しての詳細は別に定める。</p>	<p>(12)</p> <p>目的を達成するための計画策定並びに検証、また協働推進事業等の指定等を審議するため審議会を設置します。この審議会は、市民案のように、多様な主体で組織されるものとします。審議会の必要事項は追記します。</p>
---	---	--

<p>(会議等)</p> <p>第14条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、第8条第1項の規定による指定の申請をした非営利公益活動団体の代表者又はその代理人に対し、会議への出席を求め、指定を受けようとする非営利公益活動その他調査審議に必要な事項について説明させることができる。</p> <p>5 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>6 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って、別に定める。</p>		
<p>(特定非営利公益事業への支援措置)</p> <p>第15条 市長は、特定非営利公益事業の実施に必要な土地、施設等を当該事業を実施する非営利公益活動団体(以下「特定非営利公益活動団体」という。)に対し無償で貸し付け、使用料を減額又は免除する等、当該事業の実施を促進するための支援措置を講ずることができる。</p>		<p>(13)</p> <p>現行の特定非営利公益事業への支援措置は継続し、(5)のとおり規定します。</p>

<p>(特定非営利公益事業及び団体の活動状況等に係る報告)</p> <p>第16条 特定非営利公益活動団体は、特定非営利公益事業に係る実施状況及び会計状況を市長に報告するほか、当該事業への支援が行われている間、毎年度当該団体の全般的な活動状況及び財政状況を市長に報告しなければならない。</p> <p>2 市長は前項の報告を受けたときは、その内容を市民に公開しなければならない。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第17条 市長は、特定非営利公益事業団体が行う特定非営利公益事業が、第8条第1項の規定に適合しなくなったとき又は当該団体が第9条第2項各号の規定に抵触することとなったときは、審議会の議を経て、第8条第1項の規定に基づく指定を取り消すことができる。</p>		
	<p>(計画策定)</p> <p>第13条 本条例を推進するために、行動計画を策定する。</p> <p>2 行動計画は定期的に評価を行い、その結果を公表する。</p>	<p>(14)</p> <p>目的が遂行されるよう、計画の策定を規定します。市民案にあるように、計画については、定期的な評価を行い公開することを規定します。</p>
<p>(委任)</p> <p>第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(15)</p> <p>条例の施行にあたり規則を定めます。</p>

6 今後のスケジュール

●平成27年7月28日～8月28日

岡山市協働のまちづくり条例改正にむけた市の基本的な考え方について」パブリックコメントの実施

●市民協働フォーラム「『岡山市協働のまちづくり条例』の改正を考える」開催

	開催日	時間	場所	対象
①	平成27年8月11日(火)	14:00～16:00	岡山市勤労者福祉センター4階大会議室	市民一般 住民組織、NPO法人など
②	平成27年8月11日(火)	18:30～20:30	岡山市勤労者福祉センター4階大会議室	市民一般 住民組織、NPO法人など
③	平成27年8月17日(月)	14:00～16:00	岡山県国際交流センター7階多目的ホール	企業経営者、商店主、その他事業者 ※協力 岡山県中小企業家同友会
④	平成27年8月18日(火)	10:00～12:00	岡山市勤労者福祉センター4階大会議室	子育て中の女性や親のグループ、子育て支援に取り組む団体等
⑤	平成27年8月28日(金)	19:00～21:00	旧内山下小学校3階	まちづくりや市民活動に取り組んでいる、あるいは取り組みたい若者

●平成27年11月市議会 「岡山市協働のまちづくり条例」改正案を上程

●平成28年2月 条例施行プレフォーラム

●平成28年4月1日 条例施行